

那覇市支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

(令和5年4月26日 こどもみらい部長決裁)

(令和6年4月18日 こどもみらい部長決裁)

(令和6年5月1日 こどもみらい部長決裁)

(目的)

第 1 条 本事業は、民間団体等が、那覇市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもやヤングケアラーが疑われる世帯等の居宅を訪問するなど、生活環境へ直接出向き状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ること目的とする。

(実施者)

第 2 条 実施者は、市が補助する民間団体等とする。

(事業の対象者)

第 3 条 事業の対象者（以下「対象児童等」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会に登録されており、定期的な見守りが必要な者
- (2) 当該事業実施者が把握している者のうち、生活困窮や社会的孤立の状態にある、または子育てに不安がある等の理由により定期的な見守りが必要な者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(事業内容)

第 4 条 前条に規定する対象児童等の居宅を訪問するなど、生活環境へ直接出向き月に 1 回以上子ども等の状況を把握し、必要に応じて次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 食事の提供（子ども等と同居家族を含む。）
- (2) 基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導
- (3) 学習習慣の定着等の学習支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

(実施方法)

第 5 条 実施者は、事業を実施した月の翌月 10 日を目途に対象児童等の様子や家

庭状況等について、市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象児童等及び家庭の状況に気になる点がある場合は、必要な措置を講ずるとともに、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前2項の報告を受けた場合は、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援につなげるものとする。

(個人情報保護)

- 第6条 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- 2 前項の規定に定めるもののほか、市と実施者の間で個人情報の取り扱いに関する協定を締結するものとする。なお、協定書は別紙のとおりとする。

(費用)

- 第7条 事業に要する費用の一部又は全部について、那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱に定めるところにより補助する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こどもみらい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

那覇市支援対象児童等見守り強化事業における個人情報の取扱いに関する協定書

那覇市（以下「甲」という。）と補助事業者（以下「乙」という。）は、那覇市支援対象児童等見守り強化事業（以下、「事業」という。）の実施にあたり、個人情報の取扱い等について必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（秘密の保持）

- 第 1 条 乙は、見守り活動を行ううえで知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者が、当該従事に当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、業務の提供が終了した後においても、同様とする。

（補助事業者に対する個人情報の提供）

- 第 2 条 甲は、乙が実施する支援活動に対し、事業目的の達成に必要な範囲内で個人情報を提供することができる。

（補助事業者からの個人情報の提供）

- 第 3 条 乙は、見守り活動を行ううえで収集した個人情報について、甲からの求めがあった場合には、提供するものとする。

（個人情報の管理）

- 第 4 条 乙は、見守り活動を行ううえで収集した個人情報及び甲から乙に提供があった場合の個人情報について、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、この協定書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、個人情報を適正に管理しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する体制の整備として、乙における個人情報の取扱いを総括する管理責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、見守り活動に携わる者その他関係人について、第 1 項の規定を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、見守り活動を行ううえで収集した個人情報及び甲から乙に提供があった場合の個人情報を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第 5 条 乙は、見守り活動の実施のために支援対象児童等の個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 6 条 乙は、見守り活動を行ううえで収集した個人情報及び甲から乙に提供があった場合の個人情報を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。協定が終了した後も、同様とする。

(外部持出しの禁止)

第 7 条 乙は、甲が指定する場合を除き、見守り活動を行ううえで収集した個人情報及び甲から乙に提供があった場合の個人情報を外部に持ち出してはならない。協定が終了した後も、同様とする。

(複写複製の禁止)

第 8 条 乙は、甲が指定する場合を除き、見守り活動を行ううえで収集した個人情報及び甲から乙に提供があった場合の個人情報を複写又は複製してはならない。

(報告等の義務)

第 9 条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(本協定の解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解除し、甲から乙に提供された個人情報に記載した書類等の返還を求めることができる。

- (1) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (2) 個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- (3) 本協定に基づく甲の指示に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 前各号のほか本協定に違反したとき。

(個人情報の返還)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の返還を求められたときは、甲から乙に提供された個人情報を記載した書類等について返還しなければならない。

(有効期限)

第 12 条 本協定の有効期限は、本協定締結日から令和○年○月○日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間が満了する日の前日までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間は、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金で交付決定された補助対象期間を超える場合はこの限りではない。

3 前項に規定する申し出は、書面により行うものとする。

(補則)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。本協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
市長

乙 (住所)
(団体名)
(代表者氏名)